

調布飛行場における小型航空機墜落事故に関する決議

平成27年7月26日午前11時ごろ、調布飛行場を離陸した小型航空機が調布市内の住宅地に墜落し、住民1人、乗員2人が死亡、住民及び消防士が6人、乗員3人が負傷するという非常に痛ましい事故が発生した。

今回の事故は調布飛行場に常駐する自家用機によるものであり、これまで地元3市から、調布飛行場の管理運営者である東京都に対して、飛行場の安全対策の徹底を求めるとともに、自家用機の削減について再三にわたり強く要請してきた中で、このような事故が起こったことは極めて遺憾である。

また、安全対策が図られたとして、今回の事故を踏まえ自粛要請がなされてきた事業機の運航が、東京都の判断により去る9月1日から再開されたところであるが、さきに東京都において開催した地元3市での住民説明会では、これまで本市議会を含め地元3市が要請してきた地元住民の不安が抜本的に解消されたとは言いがたい状況にあることは遺憾である。

よって、本市議会は、東京都に対し、市民の生命・財産を守る立場の地元市議会として、今回の事故発生に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 早期に墜落事故の原因を究明するとともに、地元住民に対して丁寧に説明し、さらなる不安解消に努めること。
- 2 地元3市との協定書、覚書の遵守はもとより、徹底した再発防止策を行い、地域住民の安全安心な生活環境を確保すること。
- 3 被害に遭われた方の支援に万全を期すること。
- 4 適切な対策が行われるまで、自家用機の離着陸を禁止するとともに、今後の自家用機の運航停止を視野に、さらなる削減を図ること。
- 5 事業機の運航に当たっては、さらなる安全対策と運行ルールの厳守を徹底すること。

上記、決議する。

平成27年9月7日

三 鷹 市 議 会